

藤枝市制施行 70 周年・サッカーのまち 100 周年記念事業
市民でつなぐ蹴球都市ネクスト 100 サッカーリレー動画応募要領



1 趣旨

藤枝市制施行 70 周年・サッカーのまち 100 周年において、市民や団体・企業、本市出身等の誰もが参加できる記念事業として、市民総参加で将来の夢や目標、これから頑張りたいことなどの想いを込めたサッカーボールのパス動画を募り、その一つ一つの動画をリレー形式につなぐプロモーション動画を制作することで、周年事業への自主的で積極的な参加を促し、より一層の機運醸成を図る。

2 主催

藤枝市制施行 70 周年・サッカーのまち 100 周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 実施方法

実行委員会が応募された動画データを組み合わせて 1 つの動画に編集する。

4 参加資格

藤枝市に在住・通学・通勤している方、藤枝市を活動拠点としている団体、藤枝市内に事業所等がある企業、または、藤枝市出身の方とする。（例えば、友達、家族、保育所や学校、部活の仲間・OB、団体、企業など）

※未成年、未成年が所属する団体等は、保護者の同意を得たうえで応募すること。

5 参加費

無料。ただし、動画撮影に係る資機材及び動画送信費用等は各自負担とする。

6 映像の撮影条件について

(1) 映像について

- ・ サッカーボールは、実行委員会事務局が貸し出す指定のものを使用すること。
- ・ 出演者は“藤色”のものを 1 つ以上身に付けること。（例えば、衣服、靴、ネックレス、ネイル、カチューシャ、帽子、マフラーなど）
- ・ 先人たちがこれまで築き上げた歴史と伝統を尊び大切にするとともに、藤枝市、そして市民一人ひとりが次の 10 年、100 年へ新たなスタートを切る契機とするため、出演者は将来の夢や目標、これから頑張りたいことなどをコメントして、パスをつなげること。
- ・ 画面外から届くよう左右、正面のいずれかからのパスを受け、画面からボールが切れるよう左右、正面のいずれかの方向にパスを出すこと。なおコメントはパスを出す前の間に行うこと。
- ・ 複数名（例えば、友達、家族、保育所や学校、部活の仲間・OB、団体、企業など）での出演も可能だが動画内で使用するサッカーボールは 1 つのみとし、出演者（応募者）の創意工夫によって自由な演出を可能とする。

※本市出身で県外在住の方については、白色のサッカーボール（5号球）を使用することで応募可能とする。

(2) 撮影について

- ・ 撮影道具は、デジタルカメラ、スマートフォンなどを使用すること。

- ・ 撮影の一時停止や編集はせず、ワンカットで撮影すること。
- ・ 動画ファイルは拡張子として mp4、mov、wmv、mpg(mpeg)、avi のいずれかを有するものとする。
- ・ 動画の長さは 10 秒以内とし、横向き動画とすること。

※上記の条件を満たしていない場合、また公序良俗に反する不適切な動画はプロモーション動画の制作に採用しない。

※プロモーション動画では様々な動画を組み合わせるため、動画の構成上、採用しない場合がある。

※肖像権について、プロモーション動画制作に係る動画及び藤枝市ホームページや公式 SNS への掲載等、藤枝市の広報のために使用することは、本事業への応募をもって、承諾したこととする。

※撮影者の著作権、被撮影者の肖像権の権利侵害等、応募された動画の使用にあたって何らかの責任問題が発生した場合、本市はその責任を一切負いません。

7 サッカーボールの貸出について

ボールは実行委員会事務局にて貸出します。

(1) 貸出手続き

下記問合せ先の実行委員会事務局へ事前に連絡の上、窓口にて受け取りください。

その際に住所、氏名、連絡先（電話番号）、返却予定日等の必要事項を記入いただきます。

問合せ及び貸出しは、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの市役所開庁時間とします。(祝日、年末年始を除く)

(2) 返却手続き

貸出しは最長で 1 週間とし、返却時は汚れを拭き取り、貸し出し時と同様の状態にして、返却予定日までに実行委員会事務局へ返却してください。

(3) 注意事項

紛失、盗難については利用者の管理責任となりますので、紛失・損傷等された場合、用品再購入価格をお支払いいただくことがあります。

8 募集期間

令和 6 年 1 月 27 日（土）～10 月 31 日（木）

9 応募について（動画の提出方法）

(1) 申し込み方法

下記の応募フォームより応募ください。

URL : <https://logoform.jp/form/Knxg/481542>

QRコード :



(2) 問合せ先

藤枝市制施行 70 周年・サッカーのまち 100 周年実行委員会事務局

(藤枝市企画創生部企画政策課、スポーツ文化観光部サッカーのまち推進課内)

〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1

電話 : 054-643-2055 (企画政策課直通)

メールアドレス : kikaku@city.fujieda.shizuoka.jp

10 その他

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事務局にて別途定めるものとする。

当該事業は令和 6 年度に係る予算措置がされない場合には取りやめることがある。